

新城市家具転倒防止用具支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時におけるたんす、書棚その他これらに類する家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るため、市が予算の範囲内において固定金具等を支給し、又は支給した金具等をボランティア等の協力若しくは業者委託等により家具に取り付ける（以下「支給等」という。）ものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支給等の対象となる家具)

第2条 支給等の対象となる家具は、主として起居する場所に置かれた洋服タンス、和ダンス、茶ダンス、整理タンス及び書棚（以下「家具」という。）とし、地震の揺れによる転倒及び移動により災害の発生のおそれのあるものとする。

(支給等の対象世帯)

第3条 支給等の対象世帯は、市内に居住し、次の各号に該当する世帯であって支給等を希望する世帯とする。

- (1) 身体障害者のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（等級区分が1級又は2級に限る。）を所持した在宅の者を有する世帯。
- (2) 満75歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- (3) 介護保険法の規定による要介護認定で要介護度3以上の者を有する世帯
- (4) 新城市災害時要援護者避難支援制度実施要綱（平成21年11月2日施行）第2条第1項1号から7号に該当する者で、第3条による災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式1）を市に提出した者を有する世帯。

(支給品等)

第4条 市が支給する固定金具等は、家具を連結し、若しくは柱、梁、鴨居若しくは壁等に固定するための金具、ベルト式の転倒防止用具（以下「固定用具」という。）とし、支給等の対象となる家具を安全に固定できるものとする。

2 固定用具の支給等は、1家具に転倒防止のために必要な個数を1組とし、1世帯に付き3組以内とする。

(支給申請)

第5条 固定用具の支給を受けようとする者は、新城市家具転倒防止用具支給申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、1部を市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅の位置図（様式第2）
- (2) 取付けを希望する場合にあっては、家具を固定する場所の配置図（様式第3）
- (3) 障害及び介護認定の程度により支給を申請する者にあっては、その者の氏名及び障害及び介護認定の程度を証する書類の写し

- (4) 高齢者世帯として支給を申請するものにあつては、世帯全員の氏名及び年齢を証することのできる書類の写し
- (5) 災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(様式1)の提出により支給を申請する者にあつては、登録台帳の写し。
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、支給が適当と認めたときは、固定用具の支給を決定し、新城市家具転倒防止用具支給決定通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

(固定用具の現物支給)

第7条 申請者世帯において、固定用具を取り付けることができる場合には、固定用具のみを支給することができる。

2 前項の支給を受けた者は、新城市家具転倒防止用具受領書(様式第5)に取付完了写真を添えて市長に提出しなければならない。

(取付けの承諾)

第8条 自己所有家屋以外の家に居住する者が固定用具の取付けを申請する場合は、家屋の所有者又は管理者から固定用具取付けについて、承諾を得るものとする。

(支給品の受領)

第9条 固定用具の支給を受けた者は、速やかに新城市家具転倒防止用具受領書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(講習会等の開催)

第10条 市は、委託業者に対して事業推進のための取付け講習会等の実施を要請することができる。

(免責)

第11条 市は、この要綱により支給等をした固定用具により家具が何らかの原因で転倒する等により発生した事故について、賠償の責を負わない。

(委任)

第12条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに合併前の鳳来町家具転倒防止用具支給要綱の規定によりなされた処分手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとする。
- 3 第3条の規定は、平成18年3月31日まで合併前の鳳来町において適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は 平成21年12月4日から施行する。